

富山県動物愛護管理推進計画の概要

計画策定の趣旨等

「動物の愛護及び管理に関する法律」が一部改正され、都道府県は国が定める「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）に即して、動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための、「動物愛護管理推進計画」を策定することとされた。

計画策定の趣旨

「人と動物とが共生する社会」の実現に向け、動物の愛護及び管理に関する行政の基本的方向性及び中長期的目標を明確化するとともに、その達成のための手段・実施主体等を設定し、計画的かつ統一的に施策遂行することを目的として計画を策定するもの。

動物愛護管理推進計画で定める事項

「動物の愛護及び管理に関する法律」第6条第2項に定める事項（推進計画は、「基本指針」に即して定めることとされている。）

（参考）
動物の愛護及び管理に関する法律
第6条 都道府県は、基本指針に即して、当該都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画（以下「動物愛護管理推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 動物愛護管理推進計画には、次の事項を定めるものとする。
 - 一 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針
 - 二 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項方針
 - 三 動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項
 - 四 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備に関する事項
 - 五 その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項

富山県動物愛護管理推進計画～人と動物とが共生する社会の実現を目指して～の体系

目的

行政と関係団体、地域社会がそれぞれの役割を果たしながら、「人と動物とが共生する社会」の実現に向け、連携・協働して動物愛護管理の推進を図る。

計画の対象動物、地域及び期間

対象動物：家庭愛玩動物等（展示動物、実験動物、産業（畜産）動物を含む）で人が占有している哺乳類、鳥類及び爬虫類（主として、犬、ねこが中心）

対象期間：平成20年度～平成29年度までの10年間（策定後概ね5年目に当たる平成24年度を目途に見直し）

基本的方針

- ・動物に対する考え方は人それぞれであるが、動物の命は人間と同様に大切なものであり、命ある動物に対して優しいまなざしを向け、その尊厳を守ることが動物愛護の基本である。
- ・人と動物とが共生する社会を実現するためには、動物を適正に管理することが必要であり、動物の飼い主等はその社会的責任を十分自覚し飼養する必要がある。

計画・推進の主体

- ・県、市町村、飼い主、関係団体、地域住民がそれぞれが役割を果たし、互いに連携し推進に努める。

目標

- ・犬・ねこの引取り頭数の半減

	H18	H28
犬	188頭	半減
ねこ	1,648頭	半減

- ・致死処分率の減少

	H18	H28
犬	51.3%	減少
ねこ	98.4%	減少

推進計画の実現にむけて

毎年度、実施計画を策定し、公表する。
また、年度の終了ごとに実施計画の達成状況を把握し、その達成度合いを検証して、講ずべき施策の点検及び見直しを行う。

施策別の主な取組み

動物愛護・適正飼養等の普及啓発
ポスター・パンフレットの配布
動物ふれあい教室
教育現場における親子教室
子犬・子ねこの譲渡会
わんわんパートナー（成犬譲渡）

適正飼養の推進、動物による危害・迷惑の防止等
飼養相談、苦情対応
愛犬のしつけ方教室
犬の登録、狂犬病予防注射の徹底
終生飼養の徹底
不妊・去勢手術の推進
所有明示措置の推進
多頭飼育、のらねこ問題への対処

動物取扱業者の適正化
動物取扱責任者研修
監視・指導

実験動物・産業動物の適正な取扱い
飼養保管基準の周知、指導の徹底

災害時対策
関係団体との連携体制の構築に向けたマニュアル作成
動物の飼い主の防災意識の啓発
特定動物の管理の強化

体制整備・人材育成
動物管理センターを動物愛護の拠点施設へ
関係団体との連携
動物取扱業界団体の結成
動物愛護推進員の活躍の場の拡大

調査・研究
動物由来感染症の調査・研究
動物愛護等に関するデータの収集・整理